京都市告示第199号

児童福祉法第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年6月15日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス	事業所名及び	事業所所在地	廃止年月日
	種別	事業所番号		
特定非営利		児童発達支援	京都市伏見区醍醐池	平成 29 年 5 月 31 日
活動法人	児童発達支援	かばくんのいえ	田町 10 番地 ラ・レ	
結		2650900067	ーヴ2F	91 H

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)